

豊田浄水場始め6 浄水場排水処理施設 整備・運営事業

審査講評

平成22年11月

愛知県営浄水場排水処理施設PFI事業者選定委員会

目 次

1	事業概要等	1
	(1) 事業名称	1
	(2) 事業に供される公共施設の種類	1
	(3) 公共施設の管理者	1
	(4) 事業目的	1
	(5) 事業概要	1
	(6) 事業期間	5
	(7) 事業スケジュール（予定）	5
	(8) 事業者の収入に関する事項	6
	(9) 事業に必要な法令等の遵守	6
	(10) 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項	7
2	審査の方法	9
	(1) 事業者選定の方法	9
	(2) 審査体制	9
	(3) 審査の流れ	10
	(4) 資格審査	10
	(5) 提案審査	10
3	事業者選定委員会の開催及び審議・審査の経緯	17
4	審査結果	18
	(1) 資格審査	18
	(2) 提案審査	18
5	審査講評	21
	(1) 事業計画に関する事項	21
	(2) 設計・建設に関する事項	22
	(3) 運営・維持管理に関する事項	22
	(4) 脱水ケーキの再生利用に関する事項	23
	(5) 総評	24
6	最後に	25

愛知県営浄水場排水処理施設 P F I 事業者選定委員会は、豊田浄水場始め 6 浄水場排水処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）の事業者選定に関する事項を審議・審査するため、愛知県企業庁（以下「県企業庁」という。）により設置されました。

第 1 回事業者選定委員会を平成 21 年 10 月 21 日に開催して以降、約 1 年にわたり民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号、以下「P F I 法」という。）に基づく実施方針や入札説明書等について審議を重ねるとともに、応募グループの提案内容について厳正かつ公正な審査を行い、この度、事業者選定委員会委員の合議により優秀提案を選定しました。

残念ながら応募者数は 1 グループとなりましたが、提案内容は、脱水処理施設等の設計、建設、運営・維持管理、脱水ケーキの再生利用の各業務について、応募者のノウハウや創意工夫が発揮された提案となっており、県企業庁の要求水準を十分に上回ったものでした。応募者の事業提案書作成にあたっての熱意や努力に、心より感謝します。

最後に、本事業が P F I 事業として事業期間にわたり安定的かつ円滑に継続され、本事業の事業目的に鑑み、脱水処理業務の安定的な遂行、脱水ケーキの有価利用の促進を達成されることを、心から期待します。

平成 22 年 11 月 26 日

愛知県営浄水場排水処理施設 P F I 事業者選定委員会

委員長 奥野 信宏

本審査講評では、以下のように用語を定義します。

- 【公共施設の管理者】**：本事業をPFI事業として民間事業者を実施させようとする公営企業の事業管理者（企業庁長）をいいます。
- 【事業者】**：本事業の実施に際して、県企業庁と事業契約を締結し事業を実施する会社をいいます（原則として、特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）を設立することとします。）。特別目的会社とは、本事業の実施のみを目的として落札者により設立される会社をいいます。
- 【応募者】**：応募企業又は応募グループをいいます。
- 【応募企業】**：脱水処理施設等の建設、維持管理並びに運営の能力を有し、本事業に応募する参加資格を有する単独の企業をいいます。
- 【応募グループ】**：脱水処理施設の建設、維持管理並びに運営の能力を有し、本事業に応募する参加資格を有する者で、複数の企業で構成されるグループをいいます。
- 【構成員】**：応募企業若しくは応募グループのうち、特別目的会社に出資する企業をいいます。
- 【代表企業】**：応募グループで申し込む場合に、応募グループを代表して、応募手続を行う企業をいいます。
- 【協力会社】**：応募グループのうち、構成員以外の企業をいいます。
- 【資格審査通過者】**：参加表明のあった応募者のうち、資格審査を通過した応募者をいいます。
- 【入札参加者】**：資格審査通過者のうち、本事業に係る事業提案書を期限内に提出した者をいいます。
- 【委員会】**：PFI法に基づく事業実施に必要となる事項の検討及び事業提案書の審査を行う目的で、県企業庁が設置する学識経験者等で構成される組織（愛知県営浄水場排水処理施設PFI事業者選定委員会）をいいます。
- 【落札者】**：委員会から最優秀提案者の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として県企業庁が決定した入札参加者をいいます。
- 【実施方針等】**：実施方針の公表の際に県企業庁が公表した書類一式をいいます。具体的には、実施方針、要求水準書（案）及び添付書類等をいいます。
- 【入札説明書等】**：本事業に関し公表された実施方針、入札説明書及びその添付書類（事業契約書（案）、基本協定書（案）、要求水準書、落札者決定基準、様式集、図面及び通知書を含む。）並びにこれら資料に対する質問及びこれに対する県企業庁の回答を示した書面の全てをいいます。
- 【事業提案書】**：資格審査通過者が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出される書類及び図書をいいます。
- 【脱水処理施設等】**：本事業の対象施設として位置付けるもので、豊橋浄水場、幸田浄水場、安城浄水場、豊橋浄水場及び豊川浄水場における、脱水機棟、脱水設備、配管の総称をいいます。（表－i参照）

- 【脱水機棟】：脱水設備を納める建物で、当該建物に付帯する電気設備等の一切を含むものをいいます。
- 【脱水設備等】：脱水設備、配管の総称をいいます。
- 【脱水設備】：脱水機及び周辺機器等の総称をいいます。
- 【脱水機】：汚泥を脱水する機械で、脱水機を構成する電気・機械・計装設備（監視及び制御を行う設備）等の一切を含むものをいいます。なお、脱水とは、汚泥の処分を容易な状態とするために、汚泥の水分（含水率）を減少させることをいいます。
- 【周辺機器等】：脱水機関連補機で、当該補機を構成する電気・機械・計装設備及び脱水ケーキ搬出設備等の一切を含むものをいいます。
- 【脱水ケーキ搬出設備】：破砕機、ベルトコンベア、ケーキヤード等、脱水ケーキの管理及び搬出に資する設備をいいます。
- 【配管】：濃縮施設から脱水機棟まで及び脱水機棟から排水池まで等、構内において汚泥等を送る連絡管で、当該配管を構成する弁類、メーター等の一切を含むものをいいます。
- 【濃縮施設】：脱水処理施設等の前段施設で、排水池、排泥池、濃縮槽の総称をいいます。
- 【排水処理施設】：濃縮施設、脱水処理施設等及び天日乾燥床の総称をいいます。
- 【5 浄水場】：脱水処理施設等の設計・建設業務、脱水処理施設等の運営・維持管理業務及び脱水ケーキの再生利用に係る業務を事業範囲とする豊田浄水場、幸田浄水場、安城浄水場、豊橋浄水場及び豊川浄水場の総称をいいます。
- 【天日乾燥床】：脱水処理施設等の設計・建設業務のケーキヤード等の整備及び脱水ケーキの排出と再生利用を事業範囲とする豊橋南部浄水場と蒲郡浄水場（工水）の天日乾燥床とケーキヤード等の総称をいいます。なお、天日乾燥床とは、重力ろ過脱水と蒸発により汚泥の乾燥を行うものをいいます。
- 【蒲郡浄水場（工水）】：蒲郡浄水場（工水）は、豊川浄水場の所管下にあり、独立した浄水場とは位置付けられていません。よって、本事業の対象浄水場としては位置付けていないとともに、本事業の対象となる浄水場を称する場合は、豊川浄水場（蒲郡）として、豊川浄水場と一体的に表現しています。
- 【一時支払金】：脱水処理施設等の設計及び建設業務に係るサービスの対価の一部又は全てについて、県企業庁が調達し、脱水処理施設等の所有権が県企業庁に移転した後、事業者を支払われる費用をいいます。
- 【割賦支払金】：脱水処理施設等の設計及び建設業務に係るサービスの対価として、県企業庁が事業者に対して支払う料金をいい、脱水処理施設等の設計及び建設業務に係る経費のうち一時支払金を除いた経費で構成されます。
- 【運営・維持管理業務等】：脱水処理施設等の運営・維持管理業務、天日乾燥床の脱水ケーキ排出業務及び脱水ケーキの再生利用業務の総称をいいます。
- 【汚泥】：浄水処理工程で発生する細かな砂や泥を含む水をいいます。

- 【脱水ケーキ】：汚泥を脱水処理した後に発生する固形物をいいます。天日乾燥床から排出した汚泥も含まれます。
- 【再生利用】：脱水ケーキを製品等の原材料等の有用物とするため必要な処理を行い利用することをいい、有価利用と非有価利用に分けられます。
- 【有価利用】：事業者が脱水ケーキを県企業庁から有償で買い取り、自らの責任と費用で脱水ケーキを販売することをいい、その収入は事業者に帰属します。
- 【非有価利用】：県企業庁が脱水ケーキの処理を事業者に委託し、事業者の責任で再生利用を図ることをいい、それに係る費用については、事業者が提案した金額を、県企業庁が負担します。
- 【有価利用可能量】：事業提案書において事業者が提案する1事業年度に有価利用を行える最大量（t-ds/年）をいいます。
- 【脱水前処理設備】：脱水機の脱水効率を高めることを目的として、濃縮槽と脱水機のあいだに設置する設備（電気・機械・計装設備等を含む。）をいいます。事業者の提案に基づき、設置することができることとします。

表－i 施設関連用語概念図

区分		内容		
排水処理施設	濃縮施設	排水池、排泥池、濃縮槽		
	脱水処理施設等	脱水機棟	脱水設備を納める建物 (付帯する電気設備等を含む。)	
		脱水設備等	脱水設備	脱水機（電気・機械・計装設備を含む。）と脱水前処理設備（電気・機械・計装設備等を含む。） 周辺機器等（電気・機械・計装設備、脱水ケーキ搬出設備等を含む。）
			配管	脱水機棟構内連絡管 (弁類、メーター等を含む。)
	天日乾燥床	汚泥の重力ろ過脱水と蒸発による乾燥を行うもの		

1 事業概要等

(1) 事業名称

豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営事業

(2) 事業に供される公共施設の種類

愛知県豊田浄水場、幸田浄水場、安城浄水場、豊橋浄水場及び豊川浄水場の各脱水処理施設等と豊橋南部浄水場と蒲郡浄水場（工水）の天日乾燥床

(3) 公共施設の管理者

愛知県公営企業管理者 企業庁長 山川 利治

(4) 事業目的

県企業庁が実施する水道用水供給事業及び工業用水道事業については、県人口の増加や生活水準の向上並びに産業活動の発展とともに着実に整備・推進してきましたが、社会・経済情勢の大きな変化にともない、より効果的かつ効率的な事業運営が求められています。

また、浄水処理にともなって発生する汚泥については、安定的に脱水処理できることとともに、近年の廃棄物処分場の不足及び環境保全に及ぼす影響を考慮すると、減量化及び再生利用化を進めることが、水道の安定供給等を確保するための重要な課題の一つとなっています。

こうした中で、県企業庁では、県営浄水場における浄水処理工程で発生する汚泥を脱水機や天日乾燥により脱水処理し、有効に利用しています。

しかしながら、多くの脱水機が老朽化による更新時期を迎えています。また、環境への配慮、新技術の導入、県民等が享受できるサービス価値の最大化など、水道用水供給事業及び工業用水道事業への要請が多様化・複雑化している一方で、そのサービス創出のために投下するコストを最小限に抑える必要性が高まっている中、民間事業者のノウハウや創意工夫を活用し、公共と民間が連携して課題解決に努める必要があると考えています。

そこで県企業庁では、総事業費の削減、財政支出の平準化及び脱水ケーキの有価利用の促進を図ることを目的に、西三河地域と東三河地域における6浄水場の脱水設備等の更新・増設と運営・維持管理等を進めるうえで、PFIを導入することとしました。

(5) 事業概要

ア 本事業の対象となる施設

本施設の主要施設の概要は下記のとおりです。

a 5 浄水場における脱水処理施設等の現況

豊田浄水場 ※計画給水量 上水：231,000m ³ /日	脱水機棟		脱水設備を納める建物（電気・機械・計装設備を含む。） ・平成5年建設 ・1階RC造、2,3階S造の3階建て ・延床面積948m ²
	脱水設備等	脱水設備	脱水機（1台） ◎1号脱水機 ・平成5年設置 ・長時間型 ろ布面積800m ² /台 周辺機器等（電気・機械・計装設備、脱水ケーキ搬出設備を含む。）
		配管	脱水機棟内連絡管（弁類、メーター等を含む。）

幸田浄水場 ※計画給水量 上水：89,000m ³ /日	脱水機棟		脱水設備を納める建物（電気・機械・計装設備を含む。） ・昭和47年建設 ・S造、一部RC造の2階建て ・延床面積660m ²
	脱水設備等	脱水設備	脱水機（2台） ◎1号脱水機 ・昭和61年設置 ・長時間型 ろ布面積260m ² /台 ◎2号脱水機 ・平成12年設置 ・長時間型 ろ布面積280m ² /台 周辺機器等（電気・機械・計装設備、脱水ケーキ搬出設備を含む。）
		配管	脱水機棟内連絡管（弁類、メーター等を含む。）

安城浄水場 ※計画給水量 工水：300,000m ³ /日	脱水機棟		脱水設備を納める建物（電気・機械・計装設備を含む。） ・昭和49年建設、平成6年増築 ・RC造の地下1階地上2階建て ・延床面積2,098m ²
	脱水設備等	脱水設備	脱水機（4台） ◎4,5号脱水機 ・平成5年設置 ・長時間型 ろ布面積400m ² /台 ◎6号脱水機 ・平成6年設置 ・長時間型 ろ布面積400m ² /台 ◎7号脱水機 ・平成7年設置 ・長時間型 ろ布面積400m ² /台 周辺機器等（電気・機械・計装設備、脱水ケーキ搬出設備を含む。）

		配管	脱水機棟内連絡管（弁類、メーター等を含む。）
--	--	----	------------------------

豊橋浄水場 ※計画給水量 上水：104,900m ³ /日	脱水機棟		脱水設備を納める建物（電気・機械・計装設備を含む。） ・昭和 52 年建設 ・地下 RC 造、地上 S 造の地下 1 階地上 2 階建て ・延床面積 927m ²
	脱水設備等	脱水設備	脱水機（3 台） ◎1,2 号脱水機 ・昭和 52 年設置 ・短時間型 ろ布面積 133m ² /台 ◎3 号脱水機 ・平成 15 年設置 ・短時間型 ろ布面積 218m ² /台 周辺機器等（電気・機械・計装設備、脱水ケーキ搬出設備を含む。）
		配管	脱水機棟内連絡管（弁類、メーター等を含む。）

豊川浄水場 ※計画給水量 上水：86,000m ³ /日	脱水機棟		脱水設備を納める建物（電気・機械・計装設備を含む。） ・昭和 51 年建設 ・地下 RC 造、地上 S 造の地下 1 階地上 2 階建て ・延床面積 602m ²
	脱水設備等	脱水設備	脱水機（2 台） ◎1 号脱水機 ・平成 18 年設置 ・長時間型 ろ布面積 200m ² /台 ◎2 号脱水機 ・平成 7 年設置 ・長時間型 ろ布面積 200m ² /台 周辺機器等（電気・機械・計装設備、脱水ケーキ搬出設備を含む。）
		配管	脱水機棟内連絡管（弁類、メーター等を含む。）

b 天日乾燥床の現況

<p>豊橋南部浄水場 ※計画給水量 上水：76,500 m³/日 工水：74,000 m³/日</p>	<p>天日乾燥床</p>	<p>◎432m³×6池（上水2池、工水4池） ・RC構造 27m×20m×0.8m（1池あたり） ・上水（昭和59年築造） ・工水（昭和52年、平成3年竣工） ◎432m³×2池 ・RC構造 27m×20m×0.8m（1池あたり） ・平成22年度に築造予定</p>
<p>蒲郡浄水場（工水） ※計画給水量 工水：44,000 m³/日</p>	<p>天日乾燥床</p>	<p>◎315m³×3池 ・RC構造 12m×15m×1.75m（1池あたり） ・昭和49年竣工</p>

イ 事業方式

5浄水場については、PFI法に基づき、事業者が自らの提案をもとに脱水処理施設等の設計、建設を行った後、県企業庁に施設の所有権を移転し、事業期間中に事業契約書に示される内容の運営・維持管理業務を行う方式（BTO：Build Transfer Operate）により実施することとします。

事業者は、5浄水場の既設の脱水処理施設等の運営・維持管理業務を行うとともに、事業契約書（案）「別紙1 事業日程」に示した年度に、脱水機棟の改修並びに脱水設備等の増設・更新を行うこととします。

豊橋南部浄水場については、事業者が自らの提案をもとにケーキヤード等の設計及び建設を行った後、県企業庁に当該ケーキヤード等の所有権を移転し、事業期間中に事業契約書（案）に示される内容の天日乾燥床の脱水ケーキの排出業務と脱水ケーキの再生利用業務を行う方式（BTO：Build Transfer Operate）により実施することとします。

蒲郡浄水場（工水）については、PFI法に基づき、事業期間中に事業契約書（案）に示される内容の天日乾燥床の脱水ケーキの排出業務と脱水ケーキの再生利用業務を行う方式（O：Operate）により実施することとします。

ウ 事業範囲

事業者が実施する事業範囲は下記のとおりとします。

a 設計・建設業務

- ・事前調査及びその関連業務
- ・ケーキヤード等の整備
- ・幸田浄水場及び豊橋浄水場における脱水機棟の改修に係る設計
- ・生活環境影響調査
- ・5浄水場における脱水設備等の増設、更新に係る設計
- ・脱水処理施設等の工事開始までに必要な手続き（各種申請業務等）

- ・幸田浄水場及び豊橋浄水場における脱水機棟の改修に係る工事
- ・5 浄水場における脱水設備等の増設、更新に係る工事（既設の脱水設備等の撤去を含む。）
- ・工事監理
- ・竣工後に県企業庁が行う検査等への協力

b 運営・維持管理業務

(a) 脱水処理施設等の運営・維持管理業務

- ・脱水処理施設等の運転
- ・脱水処理施設等の維持管理（点検、保守、修理、交換、改良その他一切の管理業務）
- ・警備
- ・濃縮槽からの汚泥引き抜き（運転・計量等の管理業務）
- ・濃縮施設の運転支援
- ・脱水ケーキの管理（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）に基づく管理業務）
- ・県企業庁への引継ぎ

(b) 天日乾燥床の脱水ケーキの排出業務

- ・脱水ケーキの排出
- ・脱水ケーキ排出後の補砂と敷均し
- ・脱水ケーキの管理（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）に基づく管理業務）
- ・ケーキヤード等の維持管理

(c) 脱水ケーキの再生利用業務

- ・脱水ケーキの再生利用
- ・脱水ケーキの搬出

(6) 事業期間

本事業の事業期間は、平成 23 年 4 月から平成 43 年 3 月までの 20 年間とします。

(7) 事業スケジュール（予定）

(ア) 事業契約の締結	平成 23 年 2 月
(イ) 脱水処理施設等の増設・更新等	事業契約書（案）「別紙 1 事業日程」参照
(ウ) 脱水処理施設等の運営・維持管理	平成 23 年 4 月～平成 43 年 3 月
(エ) 天日乾燥床の脱水ケーキの排出	平成 23 年 4 月～平成 43 年 3 月
(オ) 脱水ケーキの再生利用	平成 23 年 4 月～平成 43 年 3 月

(8) 事業者の収入に関する事項

本事業における事業者の収入は、事業者が実施する設計・建設業務に係る対価と運営・維持管理業務に係る対価から構成されます。また、事業者が脱水ケーキを有価により再生利用したことによって得る収入は事業者の収入とします。

ア 設計・建設業務に係る対価

県企業庁は、設計・建設業務に係る対価について、事業契約書においてあらかじめ定める額を、一時支払金及び割賦支払金により事業者に支払います。(詳細は、事業契約書(案)「別紙9 サービス購入料について」参照)

なお、平成30年度以降における脱水処理施設等の更新業務と平成23年度の豊橋南部浄水場ケーキヤード等の整備業務に係る対価については、全額一時支払金として支払うものとします。

イ 運営・維持管理業務等に係る対価

県企業庁は、運営・維持管理業務に係る対価について、事業契約書において定める額を、事業期間にわたり事業者に支払います。なお、脱水処理施設等の運営・維持管理業務と天日乾燥床の脱水ケーキの排出業務に係る対価は固定費・変動費から構成され、変動費は各支払期の業務実績に応じて変動させた金額を支払います。また、脱水ケーキの再生利用業務に係る対価は、脱水ケーキ発生量が、事業者が提案する有価利用可能量を上回った場合において、その量に応じた金額を支払います。(詳細は、事業契約書(案)「別紙9 サービス購入料について」参照)

なお、脱水設備等の増設・更新時期まで県企業庁より引き継いで事業者が運営・維持管理を行う既存の脱水設備等については、入札時において事業者が運営・維持管理計画を提案するにあたり事業者が予測できない事由によって追加的に補修費(以下「追加補修費」という。)が発生した場合、協議の上、県企業庁が追加補修費を支払います。ただし、事業者が、事業契約書(案)「別紙1 事業日程」に示す事業実施年度以降に脱水設備等の更新を行う施設整備計画を提案する場合、事業契約書(案)「別紙1 事業日程」に示す事業実施年度から脱水設備等の更新年度までの期間に発生した追加補修費は支払いません。

また、近隣の市町から水道汚泥の引き取りを要請された場合、事業者の責任と費用のもとで、引き取りが可能と事業者が判断し、県企業庁の了解を得た上で、必要となる措置を執るとともに市町の水道汚泥の脱水処理を引き受け、係る対価を市町より収入として得ることも可能とします。

(9) 事業に必要な法令等の遵守

県企業庁及び事業者は、本事業を実施するに当たり、PFI法及び基本方針のほか、本事業を実施するために必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守すること。

(10) 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

ア 立地条件に関する事項

区分	項目	概要
5 浄水場	事業計画地	豊田浄水場：愛知県豊田市浄水町原山 62 幸田浄水場：愛知県額田郡幸田町大字坂崎字楠木 23・4 安城浄水場：愛知県安城市福釜町道田 44 豊橋浄水場：愛知県豊橋市東小鷹野 2-9-1 豊川浄水場：愛知県豊川市平尾町五反田 26・30
	事業実施敷地面積	豊田浄水場：約 1,100m ² 幸田浄水場：約 1,500m ² 安城浄水場：約 2,700m ² 豊橋浄水場：約 700m ² 豊川浄水場：約 600m ²
	都市計画用途区分	豊田浄水場：市街化調整区域 幸田浄水場：市街化調整区域 安城浄水場：市街化調整区域 豊橋浄水場：第二種低層住居専用地域 豊川浄水場：市街化調整区域
天日乾燥床	事業計画地	豊橋南部浄水場：愛知県豊橋市老津町字南山田 1 豊川浄水場（蒲郡）：愛知県蒲郡市清田町五反田 52-1
	事業実施敷地面積	豊橋南部浄水場：約 3,800m ² 豊川浄水場（蒲郡）：約 700m ²
	都市計画用途区分	豊橋南部浄水場：市街化調整区域 豊川浄水場（蒲郡）：市街化調整区域

イ 施設の設計要件等に関する事項

(ア) 脱水機棟に関する要件

5 浄水場における既設の脱水機棟については、事業終了後も県企業庁において使用する予定であることから、脱水設備等の更新後の機器荷重や変更耐荷重性等も反映したうえで、事業終了後 10 年程度使用できる耐久性を有する構造とするための措置を講じること。

また、幸田浄水場及び豊橋浄水場における既設の脱水機棟については、地震動レベル 2 相当の大地震に対し、「官庁施設の総合耐震計画及び同解説」（平成 8 年度版）に準拠し、脱水機棟の耐震安全性の分類をⅡ類、重要度係数（Ⅰ）を 1.25 以上とし、想定地震動を一次設計（中地震動）と二次設計（大地震動）の耐震性能を有する耐震補強工事を行うこと。

(イ) 脱水設備等に関する要件

事業者は、事業契約書（案）「別紙 1 事業日程」に定める年度に、要求水準書で示す計画給水量、計画固形物量・送泥濃度・送泥量等に基づき、必要な脱水設備等の増設及び更新を行うこととします。

具体的には、脱水設備等には次の要件等を満たすものとします。

- (a) 無薬注方式とすること。
- (b) 脱水機から発生する脱水ケーキの再生利用が促進されるよう、適切な含水率を維持すること。
- (c) 既設の脱水設備等と併用して管理運転が可能なこと。
- (d) 脱水機からのろ液が、排水池の管理運転に著しい悪影響を与えないこと。
- (e) 設置後 25 年程度の耐用年数を有すること。

ウ 脱水ケーキの再生利用

事業者は、5 浄水場の脱水処理に伴い発生する脱水ケーキの全量と天日乾燥床から排出した脱水ケーキの全量を、事業期間中、自らの提案にしたがって再生利用します。

なお、浄水場の脱水処理施設等の中で行える脱水ケーキの加工作業としては、脱水ケーキの乾燥、破碎、造粒、袋詰め等の工程までとし、浄水場外から水道汚泥以外の原料を搬入して混合するような加工はできません。

エ 土地に関する事項

事業者が要求する場合、県企業庁は建設工事のために必要な作業用地として、5 浄水場の一部又は全部につき、その敷地内の一定範囲の土地を、有償又は無償で貸与します。

オ 生活環境影響調査

本事業における施設整備は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 15 条に基づく「生活環境影響調査」の対象となります。事業者は本事業の「生活環境影響調査」を実施すること。

なお、本事業は環境影響評価法及び愛知県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの対象にはなりません。

2 審査の方法

(1) 事業者選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札とします。

本事業は、6 浄水場の設計・建設段階から運営・維持管理段階の各業務を長期間にわたり一括して民間事業者に委託することにより、民間事業者の幅広い能力・ノウハウが活用され、安定かつ効率的な脱水処理業務の遂行と、発生する脱水ケーキの適正な再生利用の促進を期待するものです。事業者の選定に当たっては、入札価格、設計・建設、運営・維持管理に関する技術及び事業遂行能力等を総合的に評価します。

なお、本事業は平成 6 年 4 月 15 日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年政令 372 号）が適用されます。

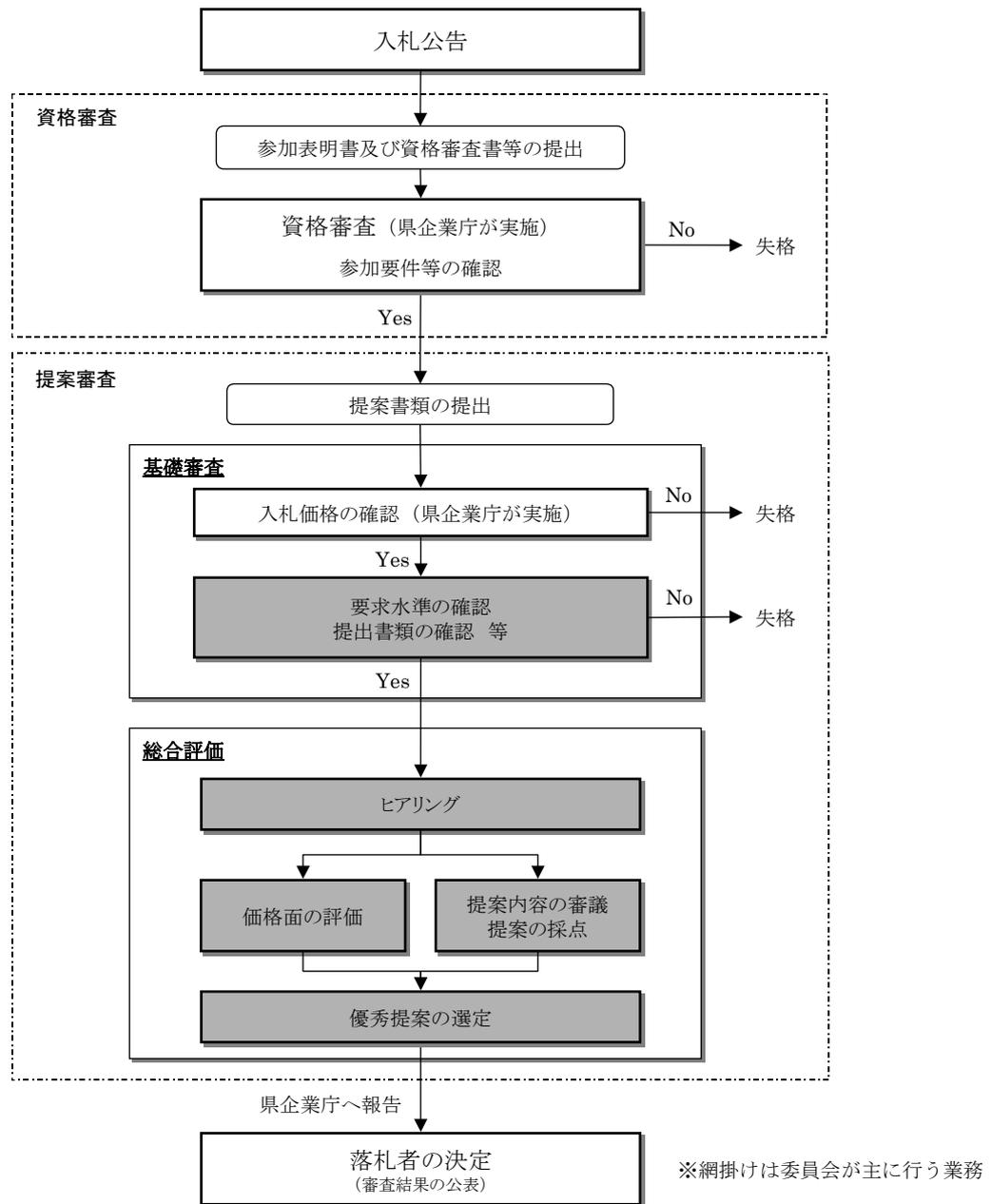
(2) 審査体制

学識経験者を含む 6 名で構成する事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、応募者から提出された事業提案書の審査を行います。

委員会は、以下 6 名の委員により構成されます（敬称略）。

委員長	奥野 信宏	（中京大学理事・総合政策学部長）
副委員長	藤澤 敏治	（名古屋大学大学院工学研究科マテリアル理工学専攻材料工学分野教授）
委員	山本 一道	（弁護士）
委員	三井 哲	（名古屋学院大学商学部教授）
委員	石原 君雄	（愛知県総務部次長）
委員	田口 晶一	（愛知県企業庁技術監）

(3) 審査の流れ



(4) 資格審査

資格審査では、応募者からの資格審査書類をもとに、参加要件及び資格等の要件の具備を県企業庁において確認します。

(5) 提案審査

ア 基礎審査

本審査では、県企業庁及び委員会において、入札参加者の提案内容が次の基礎審査項目を充足していることを確認します。

a 入札価格の確認

県企業庁は、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内にあることの確認を行います。予定価格の範囲内にあることが確認された入札参加者は、基礎的事項の確認の対象とし、範囲外の入札参加者は失格とします。

b 基礎的事項の確認

事業提案書に記載された内容が、下記の基礎的な事項について満足していることの確認を行います。

a) 提出書類の確認

審査項目	審査内容
提出書類の確認	提出を求めている書類が全て揃っているか。また、指定した様式に必要な事項が記載されているか。
提案内容の矛盾・齟齬	事業提案書全体において、同一事項に関する提案に矛盾あるいは齟齬がないか。

b) 要求水準の確認

各入札参加者の本施設の設計・建設、運営・維持管理に係る提案内容が、県企業庁の要求する水準及び性能に適合していることの確認を「要求水準書」に基づいて行います。

c) 事業遂行に関する確認

事業遂行能力を有した提案内容になっているかどうかについて、以下の審査項目から確認を行います。

審査項目	審査内容
特別目的会社の組成内容	代表企業の出資比率が構成員の中で最も高くなっているか。構成員全てが出資しているか。出資者は構成員のみか。
資金調達の方法	資金調達先（出資、借入）、調達額、調達条件（金利等）が明示されているか。
融資機関からの関心表明書の有無	融資機関の関心表明書が添付されているか。（添付されていない場合、その合理的な理由が示されているか。）
借入金の返済能力	借入金の返済能力があるか。（ $DSCR \geq 1.0$ 以上）
保険の付保	県企業庁の要求する保険の付保が予定されているか。
事業収支計画と施設整備計画等の整合性	事業収支計画の前提条件が、施設整備計画等の提案内容と整合がとれた費用となっているか。また、算出根拠が明示されているか。

審査項目	審査内容
税金、金利等の前提条件の的確な設定	税金、金利等の前提条件が的確に設定されているか。
計数の整合性	各提案書類の計数の整合性がとれているか。
事業収支計算の適切性	収支項目の設定、事業収支計算等が適切に行われているか。
スケジュールの合理性	入札説明書等で定めた施設整備計画が守られ、かつ合理的な行程となっているか。

イ 総合評価

a 性能等に関する評価

a) 性能等の評価項目と配点

本評価では、委員会において、各提案内容をc)に示す4つの評価項目により評価、採点します。なお、本評価の合計点は40点とします。

b) 性能等の評価項目の採点基準

入札価格を除いた性能等に関する評価では、各評価項目において、次に示す4段階により評価、採点することとします。なお、評価点は、小数点第1位まで算出します。

表 評価項目の採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	やや優れている	配点×0.50
D	要求水準を満たしている程度	配点×0.25

c) 性能等の評価項目における評価の視点と配点

① 事業計画に関する事項（配点：8点）

評価項目	評価の視点	配点
事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施方針の基本的考え方は適切か ・ 事業実施スケジュールは適切か ・ 事業マネジメントの考え方は適切か ・ リスク顕在時の対応策は適切か ・ 事業破綻回避の考え方は適切か ・ S P C 又は出資者の破綻時の対処方法は適切か 	6

事業収支計画・資金調達計画	<ul style="list-style-type: none"> ・施設設備費及び運営維持管理費は妥当性をもって提案されているか ・事業収支計画は適切か ・返済計画は安定か（DSCR, LCRの評価） ・資金調達方法は適切か（出資、借入、調達先、調達条件等） ・資金調達の確実性は高いか 	2
---------------	--	---

② 設計・建設に関する事項（配点：8点）

評価項目	評価の視点	配点
信頼性・安定性	<ul style="list-style-type: none"> ・各浄水場の要件と整合のとれた設計となっているか ・提案された脱水設備等の納入実績、安定稼働実績は豊富か ・大規模災害時においても安定的に脱水処理できる設計となっているか ・事故や故障時におけるバックアップシステムが加味された設計となっているか ・汚泥の濁度変動（高濁度時、低濁度時）に十分対応できる設計となっているか ・脱水設備等の操作性、維持管理性に配慮された設計となっているか 	6
環境保全性	<ul style="list-style-type: none"> ・浄水場周辺地域の環境に配慮された設計となっているか ・省エネルギー性や温室効果ガス（CO2）の削減に配慮された設計となっているか ・建設工事において環境保全対策がなされているか 	2

③ 運営・維持管理に関する事項（配点：12点）

評価項目	評価の視点	配点
信頼性・安定性	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な人員・人材配置が提案されているか ・運営・維持管理業務の実績・経験が豊富か ・適切な運転管理計画が立案されているか ・高濁度時等により汚泥量が増加した場合でも適切に対応できることが提案されているか ・緊急時（大規模災害、停電、故障）における適切な対応が提案されているか ・汚泥性状変動（低濁度時の対応、生物の発生）した場合でも適切な対応をできることが提案されているか ・毎年度の修繕計画は適切か ・長期修繕計画は適切か ・点検計画は適切か 	8
安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・運営・維持管理における安全性、防犯性に配慮しているか ・運営・維持管理における衛生性に配慮しているか 	2
環境保全性	<ul style="list-style-type: none"> ・浄水場周辺環境に配慮した運営・維持管理が提案されているか ・省エネルギー性や温室効果ガス（CO2）の削減に配慮した運営・維持管理が提案されているか 	2

④ 脱水ケーキの再生利用に関する事項（配点：12点）

評価項目	評価の視点	配点
有価利用可能量の多寡	・ より多くの有価利用可能量が提案されているか	6
再生利用計画の安定性・信頼性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切かつ安定的な脱水ケーキの保管・運搬計画が提案されているか ・ 有価利用を長期にわたって安定的に実施できる計画が提案されているか ・ 提案された有価利用計画の信頼性は高いか ・ 有価利用を出来なかった脱水ケーキについて、非有価としての再生利用を長期にわたって安定的に実施できる計画が提案されているか ・ 提案された非有価利用計画の信頼性は高いか 	6

d) 性能等の評価点の補正

下記の手順に従って、性能等の評価点を補正します。

- (a) 入札参加者中で最高の性能等の評価点を獲得した提案に満点（40点）を付与します。
- (b) 他の入札参加者の、性能等の評価点（ Q_x ）は下記の式に従い補正します。なお、性能等の評価点は小数第3位を四捨五入します。

$$Q_x = 40 \text{ 点} \times (Q'_x / Q'_0)$$

Q_x ：提案Xの性能等の評価点（補正後）

Q'_x ：提案Xの性能等の評価点（補正前）

Q'_0 ：入札参加者中で最高の性能等の評価点を獲得した提案の評価点（補正前）

表 性能等の評価点の補正（例）

入札参加者名	性能等の評価（素点）		性能等の評価（補正後）
A	30	→	40
B	24	→	32
C	22	→	29.33

b 入札価格の評価

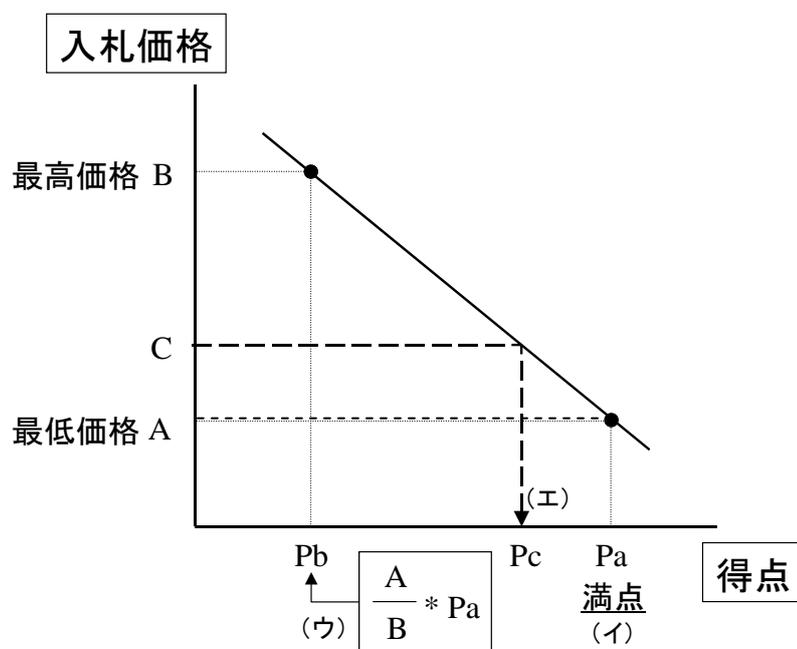
入札参加者の入札価格について、以下の考え方に基づいて得点化を行います。

なお、満点は60点とします。

[考え方]

- (ア) 採点対象となる入札価格は、「県企業庁が支払うサービス購入料の現在価値」(以下「入札価格」という。)とします。
- (イ) 入札参加者中で最低価格 (A) を提示した提案を基準とし、それに満点 (Pa) を付与します。
- (ウ) 他の入札参加者の得点は、入札参加者中で最高価格 (B) を提示した提案から算出します。算出方法は、まず、最高価格に対する最低価格の割合 (A/B) を求め、それに配点である満点 (Pa) を乗じることにより最高価格の提案に得点 (Pb) を付与します。
- (エ) 最高価格と最低価格との間に相当する入札価格を提示した提案については、最高価格の提案と最低価格の提案の得点の傾きをとり、そこに入札価格 (C) を当てはめ、算出される得点 (Pc) を付与します。なお、価格点は小数点以下第3位を四捨五入します。

図 入札価格の得点化の考え方



c 総合評価

性能等の評価に関する点数と入札価格の評価による点数を合計して総合評価します。なお、それぞれの配点を合計し、総合評価は100点満点となります。

表 性能等の評価項目と配点

評価項目		配点	合計
事業計画に関する事項	事業実施体制	6	8
	事業収支計画・資金調達計画	2	
設計・建設に関する事項	信頼性・安定性	6	8
	環境保全性	2	
運営・維持管理に関する事項	信頼性・安定性	8	12
	安全性	2	
	環境保全性	2	
脱水ケーキの再生利用に関する事項	有価利用可能量の多寡	6	12
	再生利用計画の安定性・信頼性	6	
性能等の評価の小計 (α)			40
入札価格の評価 (β)			60
合計 (α + β)			100

3 事業者選定委員会の開催及び審議・審査の経緯

日 付	内 容
平成 21 年 10 月 21 日	第 1 回事業者選定委員会 (実施方針、要求水準書(案)等の審議)
平成 21 年 11 月 13 日	実施方針、要求水準書(案)の公表
平成 21 年 11 月 25 日	実施方針、要求水準書(案)に関する説明会
平成 21 年 11 月 26 日～27 日	第 1 回現地見学会
平成 21 年 12 月 22 日	実施方針、要求水準書(案)に関する質問回答の公表
平成 22 年 1 月 26 日	第 2 回事業者選定委員会 (落札者決定基準(案)、特定事業の選定、入札説明書(案)等の審議)
平成 22 年 2 月 26 日	特定事業の選定結果及び、入札説明書(案)等の公表
平成 22 年 3 月 29 日	入札説明書(案)等に関する質問回答の公表
平成 22 年 5 月 11 日	入札公告、入札説明書等の公表
平成 22 年 5 月 18 日	入札説明書等に関する説明会
平成 22 年 5 月 19 日～21 日	第 2 回現地見学会
平成 22 年 6 月 30 日	入札説明書等に関する質問回答の公表
平成 22 年 7 月 12 日～16 日	参加表明書の受付、参加資格の確認
平成 22 年 8 月 4 日	資格審査結果の通知
平成 22 年 9 月 1 日	入札書及び事業提案書の受付及び開札
平成 22 年 9 月 24 日	第 3 回事業者選定委員会 (基礎審査、総合評価の方法等の審議)
平成 22 年 10 月 1 日	第 4 回事業者選定委員会 (提案者に対するヒアリング)
平成 22 年 10 月 18 日	第 5 回事業者選定委員会 (総合評価、最優秀提案者の選定)

4 審査結果

(1) 資格審査

平成 22 年 7 月 16 日までに下記の 1 つの応募グループから参加表明があり、応募者からの参加資格申請書類等をもとに、県企業庁が入札説明書に記載する参加要件及び資格要件等の具備を確認しました。その結果、当該応募グループの参加資格が確認されました。

応募グループ名	グループ代表企業	グループ構成員	協力企業
メタウォーターグループ	メタウォーター(株)	メタウォーター(株) メタウォーターサー ビス(株) 月島機械(株)	三菱 UFJ リサーチ& コンサルティング(株)

(2) 提案審査

ア 入札書及び事業提案書の受付

資格審査通過者より入札書及び事業提案書が平成 22 年 9 月 1 日に提出されました。県企業庁は入札価格が予定価格の範囲内であることを確認しました。

イ 基礎審査

応募グループの提案内容が基礎審査項目を満たしていることを確認し、応募グループの提案内容が総合評価の対象となりました。

ウ ヒアリング

応募グループの提案内容についてのヒアリングを次のとおり実施しました。ヒアリングは、提案内容に関するプレゼンテーション 20 分、質疑応答 30 分により実施しました。

エ 総合評価

a 性能等に関する評価

事業提案書及び応募グループに対するヒアリングを踏まえた上で、委員会による審査により、性能等に関する評価を行いました。性能等に関する評価は、評価項目ごとに委員が合議制で審査を行い、委員会として各提案に対して一つの評価を行うという方法を原則に実施しました。

なお、応募者数が 1 グループであるため、性能等に関する評価の補正は実施していません。

b 入札価格に関する評価

応募者数が1グループであるため、入札価格に関する評価は実施していません。

オ 優秀提案の選定

応募グループの提案内容に対して、性能等に関する評価点の合計は **31.50 点 (40 点満点)** でした。性能等に関する評価点の最低点が 10 点 (要求水準を満たしている程度の評価) であることを勘案すると、応募グループの提案内容は、県企業庁の要求水準を十分に上回っていると評価でき、当該提案内容を優秀提案として選定しました。

審査結果の詳細は次ページを参照して下さい。

審査結果の詳細

評価項目			配点	メタウォーターグループ
事業計画に関する事項（8点）	事業実施体制	スケジュールや事業マネジメント、リスク対応等の事業実施体制は適切か。	6	4.5
	事業収支計画・資金調達計画	事業収支計画・資金調達計画は適切か。	2	1.5
設計・建設及び脱水設備等の能力に関する事項（8点）	信頼性・安定性	提案された技術は信頼ができ、安定性を確保できるものとなっているか。	6	4.5
	環境保全性	採用する技術は、周辺環境や省エネルギー性に配慮されているか。	2	1.0
運営・維持管理に関する事項（12点）	信頼性・安定性	提案の運営・維持管理体制は信頼ができ、安定性が確保されているか。	8	6.0
	安全性	安全、防犯、衛生に配慮されているか。	2	1.0
	環境保全性	周辺環境や省エネルギー性に配慮された運営・維持管理が提案されているか。	2	1.0
脱水ケーキの再生利用に関する事項（12点）	有価利用可能量の多寡	多くの有価利用可能量が提案されているか。	6	6.0
	再生利用計画の安定性・信頼性	長期にわたって安定的に再生利用できる方法を、信頼性をもって提案できているか。	6	6.0
合 計			40	31.5

5 審査講評

メタウォーターグループの提案内容について、落札者決定基準の評価項目に従い、審査の視点から講評します。

なお、各評価項目の採点基準は、落札者決定基準に基づき、下記のとおり4段階評価としました。

表 評価項目の採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	やや優れている	配点×0.50
D	要求水準を満たしている程度	配点×0.25

(1) 事業計画に関する事項

事業計画に関する事項については、8点を配点し次の2項目について審査を行いました。

- 事業実施体制
- 事業収支計画・資金調達計画

ア 事業実施体制

「事業実施方針の基本的考え方は適切か」、「事業実施スケジュールは適切か」、「事業マネジメントの考え方は適切か」、「リスク顕在時の対応策は適切か」、「事業破綻回避の考え方は適切か」、「SPC又は出資者の破綻時の対処方法は適切か」という視点から評価しました。

メタウォーターグループの提案内容においては、「A評価」「B評価」及び「C評価」で委員の意見が分かれました。リスク対応策がきめ細かく提案されているなど、先行の同種事業の経験を活かした具体的な提案がなされ、安定感があり、全体的に優れているということが高く評価しましたが、特に優れているとまではいえないとし、審議の結果、「B評価」としました。

イ 事業収支計画・資金調達計画

「施設整備費及び運営維持管理費は妥当性をもって提案されているか」、「事業収支計画は適切か」、「返済計画は安定か（DSCR, LCRの評価）」、「資金調達方法は適切か（出資、借入、調達先、調達条件等）」、「資金調達の確実性は高いか」という視点から評価しました。

メタウォーターグループの提案内容においては、「B評価」と「C評価」で委員の意見が分かれましたが、返済計画が安定しており、資金調達についてもPFI事業の融資実績が豊富な金融機関が担当することで確実性が高い点、などを高く評価し、審議の結果、「B評価」としました。

(2) 設計・建設に関する事項

設計・建設に関する事項については、8点を配点し次の2項目について審査を行いました。

- 信頼性・安定性
- 環境保全性

ア 信頼性・安定性

「各浄水場の要件と整合のとれた設計となっているか」、「提案された脱水設備等の納入実績、安定稼動実績は豊富か」、「大規模災害時においても安定的に脱水処理できる設計となっているか」、「事故や故障時におけるバックアップシステムが加味された設計となっているか」、「汚泥の濁度変動（高濁度時、低濁度時）に十分対応できる設計となっているか」、「脱水設備等の操作性、維持管理性に配慮された設計となっているか」という視点から評価しました。

メタウォーターグループの提案内容においては、「A評価」「B評価」及び「C評価」で委員の意見が分かれました。各浄水場の汚泥処理施設の現況分析に基づき、幸田浄水場の脱水前処理設備や全浄水場へのろ液濁度対策設備を導入するなど具体的且つ効果的な提案をしている点、緊急時や故障時のバックアップ策が具体的であり信頼性・安定性が高い点、などを高く評価しましたが、特に優れているとまではいえないとし、審議の結果、「B評価」としました。

イ 環境保全性

「浄水場周辺地域の環境に配慮された設計となっているか」、「省エネルギー性や温室効果ガス（CO₂）の削減に配慮された設計となっているか」、「建設工事において環境保全対策がなされているか」という視点から評価しました。

メタウォーターグループの提案内容は、低騒音、排出ガス対策型の建設機械を使用するなど具体的な提案でしたが、一般的な内容が多かったため、「C評価」としました。

(3) 運営・維持管理に関する事項

運営・維持管理に関する事項については、12点を配点し次の3項目について審査を行いました。

- 信頼性・安定性
- 安全性
- 環境保全性

ア 信頼性・安定性

「適切な人員・人材配置が提案されているか」、「運営・維持管理業務の実績・経験が豊富か」、「適切な運転管理計画が立案されているか」、「高濁度時等により汚泥

量が増加した場合でも適切に対応できることが提案されているか」、「緊急時（大規模災害、停電、故障）における適切な対応が提案されているか」、「汚泥性状変動（低濁度時の対応、生物の発生）した場合でも適切な対応をできることが提案されているか」、「毎年度の修繕計画は適切か」、「長期修繕計画は適切か」、「点検計画は適切か」という視点から評価しました。

メタウォーターグループの提案内容においては、「B評価」と「C評価」で委員の意見が分かれました。緊急時を含めた維持管理体制や対応方法など、構成企業の豊富な経験に基づき詳細且つ適切に分析された内容である点、などを高く評価しました。これに加えて、脱水設備等の長期修繕計画等において、施設の保持、修繕に関する提案が事業者ヒアリング等をとおして、より具体的に示されていればさらに高く評価するところでしたが、その部分が若干不足していたとし、審議の結果、「B評価」としました。

イ 安全性

「運営・維持管理における安全性、防犯性に配慮しているか」、「運営・維持管理における衛生性に配慮しているか」という視点から評価しました。

メタウォーターグループの提案内容においては、安全対策と防犯対策の具体的な内容が網羅されていましたが、一般的な内容が多かったため、「C評価」としました。

ウ 環境保全性

「浄水場周辺環境に配慮した運営・維持管理が提案されているか」、「省エネルギー性や温室効果ガス（CO₂）の削減に配慮した運営・維持管理が提案されているか」という視点から評価しました。

メタウォーターグループの提案内容は、運営・維持管理における環境保全についての具体的な提案がなされていましたが、一般的な提案内容が多かったため、「C評価」としました。

（４）脱水ケーキの再生利用に関する事項

脱水ケーキの再生利用に関する事項については、12点を配点し次の2項目について審査を行いました。

- 有価利用可能量の多寡
- 再生利用計画の安定性・信頼性

ア 有価利用可能量の多寡

「より多くの有価利用可能量が提案されているか」という視点から評価しました。

メタウォーターグループの提案内容は、「A評価」と「B評価」で委員の意見が分かれましたが、5浄水場の脱水ケーキの再生利用については、多くの有価利用可能量が提案されているとともに、複数の企業から脱水ケーキの有価利用の受入表明書を取得しているなど、再生利用を長期にわたって安定的に実施できる計画が提案さ

れていたことから、特に優れた提案であると高く評価し、審議の結果、「A評価」としました。

イ 再生利用計画の安定性・信頼性

「適切かつ安定的な脱水ケーキの保管・運搬計画が提案されているか」、「有価利用を長期にわたって安定的に実施できる計画が提案されているか」、「提案された有価利用計画の信頼性は高いか」、「有価利用を出来なかった脱水ケーキについて、非有価としての再生利用を長期にわたって安定的に実施できる計画が提案されているか」、「提案された非有価利用計画の信頼性は高いか」という視点から評価しました。

メタウォーターグループの提案内容においては、「A評価」と「B評価」で委員の意見が分かれていましたが、安城浄水場への脱水ケーキの細粒化設備の導入等による脱水ケーキの再生利用の販路拡大や、想定される脱水ケーキの性状変化に対する対応策が具体的に提案されているなど、脱水ケーキの再生利用の事業期間にわたる安定性を確保するための提案などを特に優れた提案であると高く評価し、審議の結果、「A評価」としました。

(5) 総評

この度、メタウォーターグループより提出を受けた事業提案書は、設計・建設、運営・維持管理、脱水ケーキの再生利用など、本事業の事業範囲全般にわたり、県企業庁があらかじめ提示した要求水準を十分に上回る提案内容であり、VFMも7%期待できる優れた内容でした。

特に、豊富な実績・経験と十分な事前調査に基づいた網羅的かつ具体的な検討がなされている点及び、予測される5浄水場の脱水ケーキ発生量の全量を有価利用するとともに、将来の脱水ケーキ販路の拡大を見据えた細粒化装置を設置する点などは、PFI事業ならではの応募者独自のノウハウ、工夫に基づいた提案であり、委員会として高く評価しました。

本提案に基づき、20年間にわたり堅実な事業運営が期待できる内容であり、委員会として落札者決定基準に基づいて厳正かつ公正に審査を行い、委員の合議によりメタウォーター株式会社を代表企業とするメタウォーターグループの提案内容を優秀提案と認めました。

なお、委員会としては、メタウォーターグループの事業提案書作成にあたっての努力に対しても高く評価しており、重ねて感謝いたします。

今後、同グループが県企業庁と事業契約を締結し、本事業を実施するに際し、PFI事業の推進に向け、委員会から評価された具体的な提案内容を確実に遂行することは当然のこと、本事業をさらに良いものとするため、同グループにおいては、以下の諸点についても十分に配慮していただけるよう、委員会として要望します。

- 脱水処理の安定的継続の確実な実現に向け、脱水設備等の予防保全の計画をより具体化し、脱水設備等の耐久性の向上や重大な事故防止等に努めること。
- 天日脱水ケーキの再生利用について、再生利用が今後も安定的に継続できるよう、企業庁と協働し、新たな再生利用用途や利用先の確保に努めること。
- 豊富な実績と経験をもとに、県企業庁の良きパートナーとして協働し、PFI事業の長期にわたる安定的継続に努めること。

6 最後に

本事業の内容は、5浄水場の脱水処理施設等を包括した事業範囲としていること、天日乾燥床を含む脱水ケーキの有価利用促進が大きな目的として位置づけられていること、既設の脱水設備等の段階的な更新を事業範囲に含めていることなど、幾つもの特徴が含まれているものでした。

その中で、委員会は、平成21年10月21日の第1回委員会以降、5回にわたり本事業の事業内容及び提案内容の審査方法等について審議を重ねてきました。

残念ながら応募者数は1グループとなりましたが、提案内容は、応募者のノウハウや創意工夫が発揮されたものとなっており、県企業庁の要求水準を十分に上回ったものでした。応募者の事業提案書作成にあたっての熱意や努力に、心より感謝します。

以上